

令和4年度 川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援） 業務委託 募集要領

1 プロポーザルの目的及び形式

川崎市国民健康保険では、効果的な保健指導サービスを確保するため、高い専門性を有する事業者へ、情報通信技術を活用した特定保健指導（積極的支援）の実施についての御提案をいただいております。

業者選定方法としては、公募型プロポーザル方式で行います。参加意志を表明した業者から企画提案を受け、プレゼンテーションやヒアリングの状況等を総合的に評価し、より優れた提案を行った事業者を委託契約者として選定します。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和4年度 川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援）業務委託

(2) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律第24条に基づき、川崎市国民健康保険における特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券が発行された特定保健指導（積極的支援）対象者に対し、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」（平成30年4月厚生労働省健康局）及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」に沿って対象者個々の状況に応じた特定保健指導（積極的支援）を実施するとともに、参加者のマネジメントを行うもの。

詳細は「川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援）業務委託仕様書」によります。

(3) 委託期間

委託契約の締結から令和5年3月31日まで

(4) 委託料

1件あたりの単価は、35,000円（税込）を上限とします。

(5) 契約書作成の要否

要

3 契約相手方の決定方法

プロポーザル方式による企画提案と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する「川崎市国民健康保険特定保健指導業務委託事業者選定審査委員会」を開催いたします。選定審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提出のあった企画提案などの審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者を特定します。参加者が複数の場合、審査の結果適切な契約の相手方と認められれば、複数の候補者を特定する場合があります。

4 企画提案内容の審査基準

川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援）業務委託仕様書の

内容を確実に実施できる体制にあり、かつ、より効果的・効率的なプログラムが組み立てられていると判断できる企画提案であること。企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (1) 委託事業実施に係る基本的な考え方の妥当性
- (2) 保険者における実施実績・内容
- (3) 利用しやすい環境の整備、特定保健指導プログラム、評価方法の妥当性
- (4) 実施体制の妥当性
- (5) 費用の合理性

5 プロポーザルの参加資格

次の(1)から(10)のすべてを満たすこと。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)「第2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」(平成30年4月厚生労働省健康局)及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」に沿って特定保健指導を実施できること。
- (3) 保健指導に関する記録を電磁的方法として神奈川県国民健康保険団体連合会に提供できること(厚生労働省が指定するXML標準形式での請求実績があること)。
- (4) 類似の保健指導サービス業務について実績があること。(特に市町村国民健康保険での保健指導の実績があれば望ましい。)
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 川崎市で指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (8) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録していること。
- (9) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を取得していること。
- (10) 川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画改定版の内容を理解し、特定保健指導の利用率向上について効果的な提案や協議ができること。

6 スケジュール(予定)

令和4年6月10日(金)	公募開始
令和4年6月17日(金)	参加意向申出締め切り(必着)
令和4年6月22日(水)	提案資格確認結果通知書交付
令和4年6月23日(木)	企画提案書等作成に関する質問締め切り
令和4年6月27日(月)	企画提案書等作成に関する質問に対する回答送付

令和4年7月 1日（金）	企画提案書等提出締め切り（企画提案書に基づく事前評価） → 場合により結果通知
令和4年7月中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和4年7月下旬～	結果通知
令和4年8月上旬	業務委託契約予定

7 提出書類等

(1) 参加意向申出書（様式1）について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）、5（3）を証明する書類（市町村の国民健康保険や協会けんぽなどXML標準形式での提出を求める保険者へ請求した実績がわかる書類等）、5（4）の類似の保健指導サービス業務の実績を証する書類、5（9）のプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを取得していることが確認できる書類を提出しなければなりません。

【配布場所】川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 総務・健診担当

または川崎市インターネットホームページからダウンロード

【所在地等】住 所：（持参の場合）〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

（郵送の場合）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-3730（直通）

F A X：044-200-3986

E-mail：40kenko@city.kawasaki.jp

【提出方法】持参または郵送

【提出期限】令和4年6月17日（金）必着

※ 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和4年度 川崎市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）業務委託参加意向申出書在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付してください。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付について

参加意向申出書（様式1）を提出し、提案資格があると認められた者には、提案資格確認結果通知書を交付します。

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和4年6月22日（水）までに提案資格確認結果通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和4年6月22日（水）の午前9時から正午までに上記（1）の場所において提案資格確認結果通知書を交付します。

(3) 企画提案書作成に関する質問について

ア 質問書（様式自由）を（1）の電子メールアドレス又はFAX番号あてに送付してください。また質問書を送付後、送付した旨を（1）の担当あて連絡してください。

イ 質問に対する回答は、提案資格確認結果通知書で提案資格があると認められたすべての者に対し、令和4年6月27日（月）までに、電子メール又はFAXにて送付します。

(4) 企画提案書等の提出について

- ・ 会社概要 6部（既に作成・配布しているもの）

- ・ 事業実施事例等調書 6部（様式2）
（川崎市インターネットホームページからダウンロード）
- ・ 企画提案書 6部
詳しくは「企画提案書等について」（川崎市インターネットホームページからダウンロード）を参照してください。

【提出方法】 上記7（1）の住所あて持参または郵送（必着）

※ 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和4年度 川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援）業務委託企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付してください。

（5）プレゼンテーション及びヒアリング

1社30分程度で行います。開催日時については、後日改めて連絡します。

応募者多数の場合には、事務局が事前審査を行い、上位3社がプレゼンテーションを行います。

（6）結果通知

全ての参加者に対し、郵送で審査結果をお知らせします。

（7）契約候補者との調整

契約にあたっては、必要に応じて選定された提案内容を基に細部について健康増進担当総務・健診担当と打ち合わせを行い、内容を最終調整します。

8 その他

- （1）提出された企画提案書は結果通知後に返却いたします。
- （2）参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに連絡すると共に文書で川崎市長宛て通知を健康福祉局保健医療政策部健康増進担当総務・健診担当に提出してください。
- （3）提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。
- （4）利用券の有効期限内に初回面接を実施した対象者への継続的な指導に限り、契約期間終了の翌日から特定保健指導が終了するまでの期間について、随意契約により契約を締結することができます。